

記憶か、最終解決か

ドイツ強制労働補償基金をめぐる

渡辺 祥子(文学部3回生)

「なぜ、いまさら」という声も挙がる一方で、「今になって、やっと」というのが高齢化し続ける被害者たちの本音のようだ。遅々として進まない日本の戦後補償の状況を考えれば、ドイツの取り組みは決して他人事では済まない。アメリカにおけるクラスアクション(集団訴訟)など、司法のグローバルな展開のなかで生み出され、日本の戦後補償問題にも必ず大きな影響を与えるであろう。この現在進行形の基金構想の実態について、同行した記者が報告する。

ドイツ戦後補償関係史

1947	各占領地区ごとに別々の補償政策
1952	イスラエル協定(ルクセンブルグ協定)(34億DM給付)
1953	ロンドン債務協定(西側18+14カ国、総額153億DM)
1956	連邦補償法(783億DM)
1959	西側12カ国+4カ国の包括協定(25億DM)
1970	ブランド首相、ワルシャワ・ゲットマン前首相に就く
1985	ヴァイツゼッカー演説
1986	ノルテムバーパス「歴史家論争」
1989	緑の党による基金法案
1990	ドイツ統一
2000	24条約(東西ドイツ+米英仏ソ)賠償問題の回避
1991	ドイツ-ポーランド和解基金(5億DM)
1992	ロシア、ウクライナ、ベラルーシと和解基金(10億DM)
1996	連邦議会、東欧のナチ犠牲者のための和解基金創設を決議
1998	シュルツェンバウム論争
1999	2. 基金イニシアティブ「記憶・責任・未来」創設
2000	12 目標額100億DMで法策(連邦と企業で折半)
2000	3 連邦政府法案閣議決定
2000	7.6 連邦議会(下院)で法案可決



▲フォルクスワーゲン社もまたヒトラー政権の国策によって生まれた

基金設立の経緯

九九年二月、ドイツのシュレダー首相とアメリカのクラーマー元大統領が、ドイツとアメリカの両国政府が折衝して、今年夏から開始されるドイツの強制労働者に対する補償基金の設立について、両国政府が正式に合意した。この基金の調査のため、三月十一日から二〇日にかけて訪独した。

国際的背景

もひとつの重要な国際的背景として、アメリカの「ナチス追放法」(一九四八年)が挙げられる。この法律は、第二次大戦中の強制労働者に対する補償を義務づけている。また、ドイツの「追放法」(一九九〇年)も、強制労働者に対する補償を義務づけている。このように、両国とも強制労働者に対する補償を義務づけているという点で、国際的な背景がある。

企業の思惑

ナチス時代に強制労働者として被害を受けた企業は、補償基金の設立に積極的な姿勢を示している。これは、企業自身が被害者として補償を受ける権利を主張しているからである。また、企業は、補償基金の設立によって、被害者に対する責任を軽減しようとしているという思惑もある。

東欧の被害者たち

八九年の東欧革命以降、東欧の戦後補償問題が再び注目されるようになった。これは、冷戦後の国際情勢の変化によるものである。東欧の被害者たちは、ドイツの補償基金に加入することを強く望んでいる。しかし、ドイツ政府は、東欧の被害者に対する補償は、ドイツの国内法で決まると主張している。

アメリカ司法帝国主義?

では、アメリカが司法帝国主義を振るっているのか? アメリカは、戦後補償基金の設立を促しているが、これは、アメリカの司法帝国主義の表れである。アメリカは、自国の法律を他国に押しつけているという批判がある。また、アメリカは、被害者に対する補償を義務づけているが、これは、アメリカの司法帝国主義の表れである。



▲98年10月フランクフルトに集まったアウシュヴィッツの被害者たち

「基金設立のきっかけは、アメリカ政府の公式見解である。アメリカ政府は、ドイツの補償基金の設立を促している。これは、アメリカの司法帝国主義の表れである。また、アメリカは、被害者に対する補償を義務づけているが、これは、アメリカの司法帝国主義の表れである。」

コト1000円飲み放題!!
スプラス

味で勝負の 恵那櫻

得々宴会 2,800円より

全室個室 無料カラオケあり 京阪三條駅東へ200m南へ10m ☎541-0900

HOW TO GET THE CHEAPEST AIR TICKET

学会等に。正確・信頼の KRK TRAVEL

(株)関西旅行研究会

京都市左京区吉田牛の宮町9
9 YOSHIDA-USHINOMIYA-CHO SAKYO-KU KYOTO 606
TEL 075-751-1513(代)